

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抄

第 263 条の 2 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に 対する相互救済事業を行うことができる。

(昭 38 法律 99 本項一部改正)

② 前項の公益的法人は、毎年 1 回以上定期的に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に 2 回以上掲載しなければならない。

③ 前項の通知があったときは、関係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

④ 第 1 項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法 (平 7 法律 105) は、これを適用しない。

(平 7 法律 106 本項一部改正)

(昭 23 法律 179 本条追加)